

リスクリング、副業、起業の際の所得課税上の留意点

明治大学大学院法務研究科専任教授 岩 崎 政 明

I はじめに

政府は、令和 4（2022）年 10 月 28 日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、「新しい資本主義の加速」を重要課題の一つとして打ち出した。そして、この「新しい資本主義」の第 1 の柱として、「人への投資」を抜本強化し、長年にわたり大きな賃上げが実現しないという我が国の構造的な課題に正面から、果敢に、挑んでいくという決意を示した。

そのための具体的政策としては、「『企業間・産業間の労働移動の円滑化』に重点を置いて、訓練後に非正規雇用を正規雇用に転換する企業や、賃上げを伴う転職・労働移動の実現に向け、より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業への支援の拡充を行う。また、在職者のキャリアアップのための転職支援として、民間専門家に相談して、リスクリング・転職までを一気通貫で支援する制度を新設する。さらに、地域金融機関等による地域企業への人材マッチング等に取り組むほか、副業を受け入れる企業への支援を新設する。／あわせて、働く人が自らの意思でリスクリングに取り組み、キャリアを形成していくことを支援する企業への助成率引き上げなど、労働者のリスクリングへの支援を強化する」⁽¹⁾

(1) https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2022-2/20221028_taisaku.pdf の 22-23 頁を参照。

なお、令和 5（2023）年 9 月 25 日には、岸田内閣総理大臣が 10 月中旬に発表予定の令和 5 年版の総合経済対策の概要として、①物価高から国民生活を守る、②持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を支える、③成長力につながる国内投資促進を図る、④人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を進める、⑤国土強靱化など国民の安心・安全を図るという 5 つの柱を示したが、「人への投資」は上記の第 2 の柱に含まれて継続される見込である。総理の会見については、次の URL を参照。

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0925kaiken.html

としている。

リスキリング(reskilling)とは、狭い意味では、副業や転職のように、新しい仕事・職務に移行するために必要な技能(スキル)を習得する行為のことをいい、政府の「新しい資本主義」においても、そのような意味で用いられている。しかし、一般的には、より広く、職業能力の再開発、再教育の意味で使われることもある。これと似た意味合いのことばとして、リカレント(recurrent)教育がある。リカレントとは、狭い意味では、学習と就業とを周期的に循環することなので、新しい職業能力を取得するために、いったん職場を離れて学習をし、また復職するということを指す。しかし、最近では、この用語も広い意味の職業能力の再開発、再教育の意味で使われることがあるため、リスキリングとリカレント教育とはあまり厳密には区別できないことが多い。本稿では、この二つの用語の意味を広い意味で捉えることにする。

現状では、リスキリングないしリカレント教育において、政府や経済界が促進したい職業能力は、デジタルスキルである。それは、国・公共団体であると民間であるとを問わず、また業界業種のいかに問わず、将来的な事業の生き残りや新しい発展をするためには、デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation : DX)の推進が不可欠であると考えられているからである。デジタル・トランスフォーメーションとは、AI、IoT、ビッグデータ等の新しいデジタル技術を社会に浸透させ、既存の価値観や枠組みを破る革新的なイノベーションをもたらすことをいう。そのために必要なデジタル人材としては、社内業務の効率化、高度化をコーディネートし、企画し、実施するビジネス・アーキテクト、そうしたイノベーションのデジタル・デザイナー、イノベーションの基礎となる分析を行うデータ・サイエンティスト、イノベーションのデジタル設計図を書くソフトウェア・エンジニア、業務を動かしているソフトウェアを保安するためのサイバーセキュリティ・エンジニアなどがある。

こうしたデジタル技術を習得した人のスキルは、一つの勤務先においてだけ有効なわけではなく、様々な業種に妥当し、かつ他の企業からも必要とされる汎用性のあるものである。それゆえ、ある企業において、デジタル技術を習得した人は、そのデジタル技術を用いて、副業をし、やがて独立起業をすることができるようにならないと、デジタル技術を社会全体で共有し、社会を革新するためのデジタル・トランスフォーメーションは実現しない。他方で、デジタル技術を習得した人が、一つの勤務先の給与だけしか得られないのであれば、技術習得のための努力に報い、生活を支える富の増進を図ることにもつながら

ない。そこで、政府としても、副業や転職、独立起業を一貫して支援する政策をとろうとしているのである。

こうした社会の動きは、企業が必要とする人材は、その企業が資金を使って社内で育成し、その育成した人材は当該企業の利益を増やすために使われるべきだという既存の価値観や枠組みには適合しない。そうした既成概念を打ち破る新しい方向に展開しようとするのが、イノベーションでありトランスフォーメーションなのである。

とはいえ、こうした副業、転職、独立起業により、人々が収入を増やそうとする動きは、デジタル技術の分野に止まらない。社会が必要としている技術は、デジタル技術だけではないからである。企業においても、従業員の職業能力を高めるためのリスクリングには、特定の技術に限定することなく幅広く積極的な支援を行うようになってきている。

従業員が勤務先から経済的・就労的な支援を受けて、新しい技術を習得し、副業をしたり、その後独立起業をしたうえで、当該勤務先から注文を受けて、新しい収入を得た場合、その人には、どのような所得税が課税されることになるのであろうか。また、その人が新しい技術を使って、新しい収入を得るまでに要した様々な支出は、その後の所得税の金額の計算に当たって、どのように取り扱われるのであろうか。

本稿においては、そのようなリスクリングによって習得した新しい技術に関連する所得課税の取扱いを検討するものである。話を具体的にするために、次の二つの設例を用いることにする。なお、両設例における勤務先からのリスクリング支援のうち、一時金の給付については、FRINGE BENEFITとして勤務先が給与所得として所得税の源泉徴収をしているものとする。

設例1としては、会社員のAは、従来、コンピュータゲームが好きで、簡単なゲームソフトウェアなどを趣味で作成していたが、もっと複雑なプログラムを作りたいと思っていた。そこで、一念発起して、勤務先のリスクリング支援制度を利用してコンピュータ情報処理専門学校に入学し、デジタル・プログラマーの技術を習得したところ、勤務先からメタバース等を利用した勤務先会社の仮想店舗を開設・運営する業務を任された。さらに、Aは、デジタル・デザイナー、ソフトウェア・エンジニアとして、社外からの注文を受けて収入を得る副業を始めた。そうした場合、その副業を始めるまでに専門学校に支払った学費や自宅用に購入した高性能パソコンや通信設備等の支出は、副業に係る雑所得の金額の計算に当たり必要経費として控除することができるであろうかという問題である。

設例2としては、会社の経理課に所属して簿記等の会計実務を担当する会社員のBが、

勤務先のリスクリング支援制度と休職・フレックスタイム等を利用して、税理士専門学校に入学し、3年間かけて税理士試験を受験し、所定の科目すべてに合格した。一定期間は、会社の勤務を継続した後、独立して税理士登録をし、税理士事務所を開設して税理士業を始めた場合に、開業までに要した様々な支出は、その後の事業所得の金額の計算に当たり必要経費として控除することができるであろうかという問題である。

II 業務開始前の各種準備的支出に関する取扱い：繰延資産・減価償却資産の処理

設例1及び2において、業務開始する前に支出した各種準備的支出が所得金額の計算に当たって必要経費と認められるかどうかに関連する所得税法（以下「所税」という。）の規定には、次のものがある。

まず、繰延資産についてであるが、同法は、不動産所得、事業所得又は雑所得に係る業務の開始時までには要した一定の支出を、上記各種所得金額の計算に当たり、繰延資産として計上した上で、必要経費に算入することができる」と規定している。具体的には、次のとおりである。

所税2条1項20号は、繰延資産の意義を、「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう」とする。

そして、所得税法施行令（以下「所税令」という。）7条1項は、所税2条1項20号に規定する政令で定める費用の範囲について、「個人が支出する費用（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。）のうち次に掲げるものとする」と規定した上で、次の3つの費用を列挙する。

1号 開業費（不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいう。）

2号 開発費（新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用をいう。）

3号 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの

イ 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設備又は改良のために支出する費用

ロ 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用

ハ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用

ニ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用

ホ イからニまでに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

なお、所税令7条2項は、繰延資産とされる費用から除外される上記の前払費用とは、個人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出する費用のうち、その支出する日の属する年の12月31日（年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう、と規定している⁽²⁾。

他方、繰延資産の償却費の計算及びその償却方法については、所税50条1項が、「居住者のその年12月31日における繰延資産につきその償却費として第37条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする」と規定し、また、同条2項が「前項に定めるもののほか、繰延資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める」としている。

そして、上記規定を受けた所税令137条1項は、繰延資産の償却費の金額について、次の区分に応じ当該各号に定める金額とすると規定し、

1号 所税令7条1項1号（開業費）又は2号（開発費）に掲げる繰延資産については、その繰延資産の額を60で除し、これにその年において不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行っていた期間の月数を乗じて計算した金額（すなわち、60か月間（5年間）にわたり均等に計算された金額を償却する。）とし、

2号 所税令7条1項3号に掲げる繰延資産については、その繰延資産の額をその繰延資産となる費用の支出の効果の及ぶ期間の月数で除し、これに前号に規定する業務を行っていた期間の月数を乗じて計算した金額とする。

ただし、上記1号所定の開業費については、いわゆる任意償却を選択することができるので、任意のタイミングで必要経費に算入し確定申告をすることができる（所税令137条3項）。この選択については、税務署長に届け出る必要はない。

(2) 繰延資産の範囲に関する所得税法令の解説として、武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法2』（第一法規、1983刊・2023/6/2加除済）144-154頁がある。

また、繰延資産の額の一括償却について、まず所得税令 139 条 1 項は、減価償却資産で取得価額が 20 万円未満であるものについては、当該資産（貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）の全部又は特定の一部を一括したもの（以下「一括償却資産」という。）の取得価額の合計額をその業務の用に供した年以後 3 年間の各年の費用の額とする方法を選択したときは、必要経費に算入する金額は、当該一括償却資産の取得価額の合計額（以下、「一括償却対象額」という。）を 3 で除して計算した金額とするとし、次に所得税令 139 条の 2 は、所得税令 7 条 1 項 3 号（その他繰延費用）に掲げる費用のうちその支出する金額が 20 万円未満であるものについては、その支出する金額に相当する金額を、その者のその支出する日の属する年分の必要経費に算入すると規定している⁽³⁾。

次に、減価償却制度についてであるが、所得税 2 条 1 項 19 号は、「不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるもの」を減価償却資産と定義し（具体的な減価償却資産の範囲は、所得税令 6 条で定められている。）、その償却の方法・償却費の計算について、所得税 49 条は、「居住者のその年 12 月 31 日において有する減価償却資産につきその償却費として第 37 条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法……に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする」と規定する。

ここにいう政令で定める償却方法は、所得税令 6 条所定の減価償却資産の種類に応じて納税者が選択することができる（所得税 49 条 1 項）。選択できる償却方法は、所得税令 6 条所定の減価償却資産の種類に応じて個別に定められており、設例 1 及び 2 に関連する減価償却資産として、工具、器具及び備品（所得税令 6 条 7 号）については定額法（すなわち、取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法）又は定率法（すなわち、取得価額にその償却費が毎年 1 から定額法償却率に 2 を乗じて計算し

(3) 償却方法に関する所得税法令の解説として、武田監修・前掲注 (2) 『DHC コメントール所得税法 2-2』 3921-3993 頁がある。

た割合を控除した割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法)が、またソフトウェアのような無形固定資産(所得税令6条8号)については定額法が掲げられている(所得税令120条の2第1項2号・4号。なお、所轄税務署長の承認による特別な償却の方法の選択については、所得税令120条の3)。また、法定耐用年数は、財務省令の別表である耐用年数表において個別の減価償却資産ごとに定められている(所得税令129条)。

新たに業務を始めた場合には、減価償却資産の種類ごとに減価償却の方法を選定して、その翌年の3月15日までに所轄の税務署長に届け出なければならないとされている(所得税令123条)。この届出がない場合には、法定の償却方法である定額法により計算されることになる(所得税令125条)。

そして、「居住者の有する減価償却資産につきその償却費としてその者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産につきその者が採用している償却の方法に基づいて計算した金額とする」(所得税令131条)とされている(その特例は、所得税令132条ないし136条)。

以下においては、これらの関係法令に基づき、設例1及び2に掲げた各種支出について、繰延資産又は減価償却資産としての処理が認められるか否か、これが認められるとした場合の償却費の計算はどのようになるか、他方これが認められないとした場合の処理はどうなるのかについて検討する。

Ⅲ リスキリング・副業に関する雑所得課税の留意点

1 専門学校等に支払った入学料等リスキリング費用は副業に係る繰延資産になるか

設例1は、会社員のAが、勤務先のリスキリング支援制度を利用してコンピュータ情報処理専門学校に入学し、デジタル・プログラマーの技術を習得し、メタバース等を利用して勤務先会社の仮想店舗を開設・運営する担当業務を任されたが、それとは別に、デジタル・デザイナー、ソフトウェア・エンジニアとして、社外からの注文を受けて収入を得る副業を始めた場合、その副業を始めるまでに専門学校に支払った学費や自宅用に購入した高性能パソコンや通信設備等の支出は、副業に係る雑所得から必要経費として控除することができるかどうかという問題である。

Aは、高額の入学料・授業料・教材費等(以下「学費」という。)を支払い、コンピュ

ータ情報処理専門学校に入学し、デジタル・プログラマーの技術を習得して、この技術を応用して、デジタル・デザイナー、ソフトウェア・エンジニアとして、社外からの注文を受けて収入を得る副業を始めたのであるから、コンピュータ情報処理専門学校への学費の支出とデジタル・デザイナー、ソフトウェア・エンジニアとしての業務による雑所得に係る総収入金額との間には相当の因果関係がある。そこで、こうしたスキルアップのための支出を、開業後の雑所得の金額の計算に当たっては、「開発費」としての繰延資産として必要経費に算入することができるかを検討する。

所税令7条1項2号は繰延資産としての開発費を「新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用をいう」と定義している。この定義自体は、法人税法上の開発費の定義と同じである（法人税法施行令14条1項3号。なお、法人税法施行令を以下「法税令」という。）。そこで、スキルアップのための諸費用がここにいう「新たな技術の採用のために特別に支出する費用」に該当するかどうかを検討しよう。

新たな技術の採用に係る開発費とはどのようなものをいうのかであるが、その具体例は、所得税基本通達にも法人税基本通達にも何ら示されていない。しばしば対比されるのが、会計学上の費用としての「研究開発費」ないし法人税法上の損金としての「試験研究費」（租税特別措置法42条の4。なお、租税特別措置法を以下「租特」という。）と繰延資産としての「開発費」との違いである。

企業会計基準委員会による『研究開発費等に係る会計基準』⁽⁴⁾によると、「研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいう。開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品等」という。）についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう」と定義されており、これに対して、同『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（ただし企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（2020年3月31日改正）による改正後のもの）』⁽⁵⁾によると、「開発費とは、新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓等のために支出した費用、生産能率の向上又は生産計画の変更等により、設備の大規模な配置替えを行った場

(4) https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909e2.htm (2023/9/27 確認)

(5) https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20200331_19.pdf(2023/9/27 確認)

合等の費用をいう。ただし、経常費の性格をもつものは開発費には含まれない」とされている。

以上を総合すれば、継続的な研究開発業務のために支出した費用が「研究開発費」（ないし「試験研究費」）であり、従前には行っていなかった新技術の開発を始めるために支出した特別な費用が開発費（繰延資産）になるといえそうである。

そうすると、設例1の場合、もしAが従前において趣味として行っていたゲームソフトウェアのプログラミング技能をスキルアップするために学費を支出してコンピュータ情報処理専門学校に入ったのであれば、この支出は雑所得等の業務に関するものではなく、あくまでも趣味としての技能を高めるためのものであるといえる。そうすると、この支出は、家事費（所税45条1項1号）であって、雑所得の金額の計算上必要経費に算入できるものではないということになる。

しかしながら、Aは、勤務先のリスクリング支援制度を利用し、リスクリング、すなわち副業や転職のように、新しい仕事・職務に移行するために必要な技能（スキル）を習得するために学費を支出したのであるから、その後始めた副業に係る開発費に該当するといえるのではないかと思われる（ただし、Aが副業を始めなければ、学費は家事費にすぎない。）。

2 器具・機材の購入費用は副業に係る繰延資産になるか

設例1においては、Aは、もともとは趣味のゲームソフトウェアを開発しようとして自宅用に購入した高性能パソコンや通信設備等の支出をしたわけであるが、その後、副業として、デジタル・デザイナー、ソフトウェア・エンジニアという業務を始め、雑所得を得るに至っている。高性能パソコンや通信設備等の器具・機材を購入するための支出は、資産を取得するために要した支出であって、将来における費用の前払に相当するものではないので、繰延資産には該当しない。そこで、この購入費が、減価償却資産として、雑所得の金額の計算に当たり償却費を必要経費として控除できるどうかを検討する。

これらの器具・機材が減価償却資産となるのは、これらの機材を業務の用に供する（所税2条1項19号）とともに、その減価償却資産の種類に応じて（所税令6条7号）、償却方法の選定について所轄税務署長に届出の手續（所税49条、所税令120条1項2号、123条）を行ったときである。

それゆえ、Aが購入した高性能パソコンや通信設備等の器具・機材が雑所得に係る減価

償却資産であるというためには、A のデジタル・デザイナー、ソフトウェア・エンジニアとしての各種プログラミングの行為による対価が雑所得の基因となる業務上の収入金額である必要がある。そのためには、当該行為の営利性、有償性の有無、継続性・反復性の有無のほか、業務としての社会的客観性の有無がなければならないと解される⁽⁶⁾。それゆえ、一度だけ社外からの注文に応じてプログラミングをし、対価を得たとしても、それだけで、直ちに業務が開始されたといえるわけではない。また、雑所得の基因となる業務であるかどうかは、内心の意図だけで主観的に決まるわけでもない。デジタル・デザイナー、ソフトウェア・エンジニアとして、収入を得る意図や目的があって始めたとしても、注文主が現れなければ、趣味としての活動に止まるので、業務といえるかどうかは客観的に判断されるべきものである。

それゆえ、これらの器具・機材をデジタル・デザイナー、ソフトウェア・エンジニアとしての各種プログラミングのために使用したとしても、業務性がなければ、これらの機材は趣味のための道具というべきであるから、その購入費は家事費（所税 45 条 1 項 1 号）ということになろう。

設例 1 においては、A は従前において趣味として行っていたゲームソフトウェアのプログラミングを、勤務先のリスクリング支援制度を利用し、リスクリング、すなわち副業や転職のように、新しい仕事・職務に移行するために必要な技能（スキル）を習得したうえで、副業として、外注を受けるに至っているのであるから、その業務性が生じた年に、すでに各種プログラミングに使用してきた器具・機材について、中古資産としてその時点での価値を評価した上で、確定申告期限までにその減価償却方法の選定について所轄税務署長に届出をし、雑所得の金額の計算に当たり、当該年分の償却額を必要経費として控除すべきことになろう。

IV 独立起業に関する事業所得課税の留意点

1 開業までに支出した諸金員に係る繰延資産・減価償却資産の区別

設例 2 は、会社員の B が勤務先のリスクリング支援制度と休職・フレックスタイム等を

(6) 金子宏『租税法（第 24 版）』（弘文堂、2021 年）314 頁注、最判平成 27 年 3 月 10 日刑集 69 卷 2 号 434 頁ほかの一連のインターネット馬券購入事件の判旨を参照。

利用して、税理士専門学校に入学し、3年間かけて税理士試験に合格して復職の後、一定期間後に、独立して税理士事務所を開設して税理士業を始めた場合に、開業までに要した様々な支出をその後の事業所得から必要経費として控除することができるかという問題である。この設例をより具体的なものとするため、開業までに要する支出として次のものがあると想定されるので、それぞれ個別に検討することにしよう。

Bとしては、税理士事務所を開設するために、オフィスビルの一室を賃借し、契約終了時に返還が予定されている保証金100万円のほか、返還されることのない礼金（ないし権利金）30万円を支払った（なお、月額賃料30万円とする。）。また、事務所の内装費・事務机・椅子・コンピュータ等の備品費として300万円、ホームページ外注費・チラシ印刷費等の広告宣伝費50万円を支出した。さらに、事務所所在地の単位税理士会（支部会）・日本税理士会連合会への新規入会金・登録料・開業時負担金として合計で30万円を支出した。加えて、開業前に、コンサルティング会社が募集している起業のためのスタートアップ研修会に出席して50万円を支出した。そうしたとき、Bが開業までに支出したこれらの金額をすべて繰延資産として処理することができるであろうか。

第1は、税理士事務所を開設するためのオフィスビル貸室の賃借契約に係る①契約終了時に返還が予定されている保証金100万円と②返還されない礼金30万円の税務処理である。不動産の賃借契約の締結に当たっては、契約終了時に返還が予定されている敷金ないし保証金と呼ばれる金員の授受が行われる慣行がある。①の返還が予定される保証金は、差入保証金として税務会計上も租税法上もいったん資産計上され、契約終了時まで償却されない。契約終了時において、貸室の修繕費や未払賃料があればそれらと精算の上、返還されない部分の金額について資産損失として必要経費に算入することになる。これに対して、②のもともと返還されない礼金については、所得税令7条1項3号ロ所定の「その他繰延費用」として、いったん繰延資産に計上した上で、実際の賃借期間（賃借期間が60か月未満のとき）により均等償却するか又は60か月間で均等償却する（所得税50条、所得税令137条1項2号）。

第2は、税理士事務所として必要な内装費と事務机等の備品費・機械類の合計300万円の税務処理である。内装工事及び備品・機械類の費用は、繰延資産ではなく、いずれも減価償却資産である。その減価償却費の償却については「減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令」に記載されている耐用年数表によることとなるが、内装費については、自社所有建物の内装と賃貸建物の内装とでは異なる取扱いが定められている。設例2における

内装は賃貸建物の内装費であるので、その造作した建物の耐用年数及びその造作の種類・用途・使用材質等を勘案して合理的に耐用年数を見積もることとされている（耐用年数の適用等に関する取扱通達 1-1-3）⁽⁷⁾。この合理的に見積もった耐用年数というのは、実務上は一般的に 10 年ないし 15 年とされているようである。また、備品・機械類の費用については、耐用年数表において各種品目ごとに個別の耐用年数が定められているところ、たとえば事務机（金属製）については 15 年とされている。機械購入費についても耐用年数表にしたがって減価償却をすることとなる。

第 3 は、広告宣伝費 50 万円の税務処理である。広告宣伝費に相当するものは、オープン告知用のポスターの印刷費、Web のホームページ制作費、名刺制作費等様々なものがあるが、これらは税理士事務所の開業に関連する費用である限り、いずれも所得税令 7 条 1 項 1 号所定の開業費として繰延資産に該当する。それゆえ、その償却については、60 か月間の均等償却（所得税令 137 条 1 項 1 号）又は任意償却（所得税令 137 条 3 項）を選択することができる。ただし、名刺制作費のような単価 20 万円未満の費用については、一括償却対象額となる（所得税令 139 条 2 項）。

第 4 は、税理士事務所を新規開業するに当たって加入した事務所所在地の単位税理士会（支部会）・日本税理士会連合会への新規入会金・登録料・開業時負担金の合計 30 万円の税務処理である。税理士として開業するためには、現行の税理士法によれば、税理士登録を行い、単位税理士会（支部会）・日本税理士会連合会に加入しなければならないこととされている（いわゆる強制加入制度：税理士法 18 条・19 条・21 条・22 条・49 条の 6）。これらの支出は、「自己が便益を受けるために支出する費用」と解することができるから、所得税令 7 条 1 項 3 号ホ所定の繰延資産に該当するといえよう。そうすると、その償却については、60 か月間の均等償却（所得税令 137 条 1 項 1 号）となる。

最後に、第 5 は、開業前に、コンサルティング会社が募集している起業のためのスタートアップ研修会に参加するために支払った 50 万円の税務処理である。

この点については、歯科医師が新規開業をする際に受講した研修参加費について繰延資産として償却できるかどうか争われた国税不服審判所平成 13 年 6 月 25 日裁決（非公表

(7) なお、国税庁タックスアンサーNo.5406

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5406.htm> (2023/9/27 確認) も参照。

裁決)⁽⁸⁾が参考になる。

この裁決は、「請求人が受講した研修は、既に開業した歯科医や歯科技工士も受講するなど、歯科医等一般を対象とした内容であって、歯科医の開業を予定している者を対象として、歯科医の開業準備という目的のために特別に行われた研修ではない。そうすると、本件研修費は、歯科医に係る技能又は知識を習得するために支出されたもので、現実にも後に開業するか否かにかかわらず、経常的に支出される性格のものであって、例えば開業のための広告宣伝費用のように、開業準備のために『特別に』要した費用とは自らその性格を異にしているといえる。よって、本件研修費は、『開業準備のために特別に支出した費用』とは認められず、繰延資産の開業費には当たらないとするのが相当である」と判断した。

この裁決は、開業費の意義について所税令7条1項1号の文理に即して解釈した合理性がある。そこで、この解釈に依拠すれば、設例2についても、Bが参加した研修会の費用も、当該研修の内容が起業を志す者への一般的な情報提供であって、税理士業の開業に直接関係するものでない場合には、「開業準備のために特別に支出した費用」とはいえないから、繰延資産には該当せず、家事費として(所税45条1項1号)、必要経費への算入は認められないこととなる⁽⁹⁾。

2 償却期間経過後における繰延資産の任意償却の可否

次に、Bは、無事開業することができたが、開業後5年間は赤字であったため、繰延資産の償却費を必要経費に算入していなかったとする。6年目になってようやく黒字になったので、繰延資産の償却費を必要経費に算入しようとした場合、これは認められるか。これが認められるとした場合、どのような償却方法をとることができるであろうか。

(8) 国税不服審判所裁決要旨検索システムから要旨を閲覧することができる。関信支部裁決・裁決番号平120119・争点番号(所得税)200904280・棄却

(9) ただし、この裁決事例の場合、もし歯科医師が個人歯科医院を開業する前に、他の医療法人に勤務歯科医として働いている給与所得者であるような場合には、当該研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修であることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもののための支出であれば、給与所得に係る特定支出控除(所法57条の2第2項4号)の対象となる。

繰延資産の償却費の計算については、60 か月の均等償却又は任意償却のいずれかの方法によることとされている（所得税令 137 条 1 項 1 号、3 項）ところ、任意償却は、繰延資産の額の範囲内の金額について償却を認めることとされているだけで、その下限は設けられていないので、支出した年に全額を償却しても、全く償却しなくともよいことになる。

また、繰延資産に相当する費用を支出した後、60 か月を経過したときには償却費を必要経費に算入することができないという特段の規定もない。

それゆえ、国税庁が公表している課税取扱では、繰延資産の未償却額は、いつでも任意償却することができる⁽¹⁰⁾とされている。

設例 2 においても、B としては、黒字となった開業後 6 年目の年分の事業所得の金額の計算において、繰延資産の償却費を必要経費として計上すればよいことになる⁽¹⁰⁾と解される。

3 繰延資産の未償却残額の資産損失該当性

その後、B は、開業 8 年目になって、経営が安定し始めたことから、法人成りをして税理士法人を開設することにしたとする。この際、個人事業を廃業した年分において、税理士法人 B に引き継がなかった繰延資産の未償却残額があったが、当該未償却残額を所得税法 51 条 1 項に規定する損失として事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるであろうか。

資産損失の必要経費算入について、所得税 51 条 1 項は、「居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて、取りこわし、除却、滅失（……）その他の事由により生じた損失の金額（……）は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する」と規定し、また、所得税令 140 条は、所得税 51 条 1 項所定の「固定資産その他これに準ずる資産」について、「不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分とする」と規定している。

そこで、設例 2 におけるように、B における繰延資産の償却費の金額が多額で、個人事業として初めての黒字となった開業後 6 年目及び 7 年目であっても、事業所得に係る総収

(10) 国税庁質疑応答設例「償却期間経過後における開業費の任意償却」
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/04/08.htm>（2023/9/27 確認）

入金額が足りず、任意償却しようとしても控除しきれない未償却残額が生じた場合、開業 8 年目の法人成りにより個人事業を廃業した年分において、繰延資産の未償却残額を所税 51 条 1 項及び所税令 140 条により損失として、当該年分に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否かが問題となる。

この問題に係る判断を示した裁決例として、国税不服審判所平成 15 年 6 月 24 日裁決(裁決事例集 65 号) ⁽¹¹⁾ がある。

この裁決は、「事業所得に係る繰延資産については、各年分の償却費の額を事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべきこととされ、また、事業所得を生ずべき事業に係る繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分について生じた損失(以下「資産損失」という。)の金額は、その損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することとされているところである。／繰延資産に該当する支出を事業所得の金額の計算上必要経費に算入する場合、上記……によることとされているのは、繰延資産はその支出の効果がその支出の日以後 1 年以上に及ぶので、その支出の効果に着目して、その必要経費の算入は、原則として、その繰延資産に係る支出の効果が及ぶ期間に配賦(償却費の額を必要経費に算入)すべきこととされているものであり、また、その繰延資産に係る支出の効果は、その後の状況の変化等により繰延資産に該当する支出の支出時に見込まれた期間まで及ぶとは限らないことなどから、償却完了前に繰延資産に係る支出の効果に予定外の減少又は消滅があった場合には、それを資産損失として必要経費に算入することを認めることとしていると解される。／このことからすれば、繰延資産のうち個人事業の廃業時にまだ事業所得の金額の計算上必要経費に算入されていない部分について資産損失が生じたか否かは、請求人が主張するように、個人事業の廃業に伴い当然に清算としての資産損失が生じることとなるのではなく、その繰延資産に係る支出の効果が予定外の減少又は消滅があったかどうかにより判断するのが相当であると解される」との解釈を示した上で、請求人(精神科医)は個人事業を廃業した後も引き続き各医師会の会員であり、また、各医師会から従前と同様の各種の教育・サービスを受けていると認められるから、個人事業の廃業により各医師会への入会金及び開業時負担金に係る支出の効果には「予定外の消滅や減少があったとは認められず、資産損失が生じたとは認められない」と判断した。

この裁決における所税 51 条 1 項及び所税令 140 条の解釈によれば、設例 2 における B

(11) <https://www.kfs.go.jp/service/JP/65/10/index.html> (2023/9/27 確認)

としても、法人成り後も引き続き税理士の業務を続けており、たとえ事業所得に係る総収入金額が繰延資産の償却額に不足したため未償却残額が生じたとしても、開業費に係る繰延資産自体に予定外の減少又は消滅があったわけではない以上、繰延資産の未償却残額を資産損失として必要経費に算入することはできない。

このような判断を示した裁決があることを前提とすると、一般的なタックス・プランニングとしては、法人成りのタイミングについて、個人事業に係る繰延資産を任意償却した後に行うように工夫する必要があるといえよう。

IV おわりに

こうして法令上の繰延資産の制度を比べてみると、本稿で検討してきたように、繰延資産の範囲は所得税法令も法人税法令もほとんど同じであるが、所得税法上の繰延資産の方は、新規の業務ないし事業による所得を稼得する前に支出した金額が家事費と判定される場合や、資産の取得費に算入すべき場合又は減価償却資産として償却すべき場合もあるので、繰延資産に該当するか否かの判断はより難しくなる。また、所得税法令における繰延資産の償却については、原則として、政令で償却期間が 60 か月と定められており、任意償却が認められるのは限定的（開業費だけ）である。しかも、未償却残額についても、極めて例外的な場合にのみ、資産損失として必要経費に算入することができるにすぎない（所税 51 条 1 項及び所税令 140 条）という違いもある。

従前においては、所得税法令上の繰延資産に関する訴訟はあまり多くはなかったが、従業員に副業を認める会社が多くなり、また個人が始められる業務ないし事業の内容も手段も多様化するとともに、さらにリスクリングによる個人の起業を推し進める政策がとられるようになってきている今日、ある支出が繰延資産に該当するかどうかをよりわかりやすくするように通達において例示したり、また法人税法令における繰延資産の制度と同じように早期に必要経費に算入することを認めるような所得税法令の改正も今後必要となるのではないかと思われる。